⑷　入札、開札の日時、場所及び提出方法
①　入札・開札日時　平成24年６月８日午後４時30分
②　場所　本公告３⑴の西日本高速道路株式会社九州支社　９階防災対策室（ただし、郵送による入札については、書留郵便により平成24年６月７日午後４時までに３⑴へ郵送すること。）
③　方法　持参又は郵送すること。（電送による入札は認めない。）
4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、本公告３⑶に定めるところにより申請書等を作成のうえ提出し、競争参加資格を有することについての確認を受け、本公告３⑷に定める日時に入札書を提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、申請書等の内容に関する契約責任者からの照会があった場合には説明しなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者がした入札、入札に参加するために必要な書類に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑸　落札者の決定方法　本公告に示した物品に係る入札書を提出した入札者であって、契約制限価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者となるべき者とする。
⑹　手続における交渉の有無　無
⑺　契約書作成の要否　要
⑻　詳細は、入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Kiyosuke Honma Director General of Kyushu Branch, West Nippon Expressway Company Limited
⑵　Classification of the products to be procured : 17
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : 1 Unit of Multi Purpose Truck
⑷　Delivery period : It is 210 days from the next day of the contract day.
⑸　Delivery place : Miyakonojo Operation Offices, West Nippon Expressway Company Limited
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the open tender are who shall :
①　not come under Article 6 of the administrative instruction of the Contractual Rules of the West Nippon Expressway Company Limited,
②　submit a copy of a tax payment certificate published within the past three months and formulated in either formats of 3, 3—2 or 3—3 prescribed by Article 9 of the Enforcement Regulations of the National Tax Act,
③　have one of following track records or proof about the Multi Purpose Truck (the west, inside and East Nippon Expressway incorporated company specification, or more than equivalent) which is an active portion after the 2002 fiscal year.
・The track record manufactured as a manufacturer or the track record which manufactured as a manufacturer and was supplied by the agency can be proved.
・There is a track record supplied as an agency or proof which can be supplied as an agency.
④　have proven to have prepared a system to provide rapid after-sale service and maintenance for the products concerned.
⑺　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 26 April 2012 (submitted by mail : 4 : 00 P.M. 25 April 2012)
⑻　Time-limit for tender : 4 : 30 P.M., 8 June 2012 (tenders submitted by mail 4 : 00 P.M., 7 June 2012)
⑼　Contact point for the notice : Makoto Takeda Assistant Manager, Accounting Division, General Affairs and Planning Department, Kyushu Branch, West Nippon Expressway Company Limited, 1－4－2 Tenjin, Chuo-ku, Fukuoka City, Fukuoka Prefecture 810－0001 Japan TEL 092－717—1745

入札公告の訂正

次のとおり訂正します。
平成24年４月４日
支出負担行為担当官
海上保安庁次長　桝野　龍二
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13
1　公告日
平成24年３月16日（号外政府調達第52号）
○特機契第1013号
2　訂正内容
12ページ目第１段目上から29行目
「⑶　平成22・23・24年国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において、①②「物品の製造」のＡ等級」を
「⑶　平成22・23・24年国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において、①②「物品の製造」のＡ又はＢ等級」に訂正します。
12ページ目第３段目上から31行目
「③　have Grade ①② A」を
「have Grade ①② A or B」に訂正します。

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成24年４月４日
支出負担行為担当官
東北地方整備局副局長　梶原　康之
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04
○第１号
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　釜石港湾口地区湾口防波堤（災害復旧）本体工事＜電子入札対象案件＞
⑶　工事場所　岩手県釜石市釜石港港内
⑷　工事内容　本体工　１式、付帯工　１式
⑸　工期　平成25年３月29日まで。
⑹　本工事においては、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
⑺　本工事は、入札時に工事費内訳書の提出を求める工事である。
⑻　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑼　本工事は、入札時に施工計画等の資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）の対象工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
⑽　本工事は、本工事の競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料（金抜き設計書）を開示する試行工事である。
2　競争参加資格
次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）又は単体有資格業者であること。
なお、特定ＪＶとして競争に参加する場合は、別に公示する特定ＪＶの資格決定を受けること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下、「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　東北地方整備局（港湾空港関係）における「港湾土木工事」に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。
⑶　東北地方整備局（港湾空港関係）における「港湾土木工事」に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が特定ＪＶの代表者又は単体有資格業者にあっては、1,150点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事における客観点数が特定ＪＶの代表者又は単体有資格業者にあっては、1,150点以上の者であること。）
なお、特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、上記の点数を750点以上とする。
⑷　会社更生法に基づき更生手続きの申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑶の再審査を受けた者を除く。）でないこと。